

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和 5 年 1 1 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

1. 概要

令和 4 年通常国会において、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が成立。当該法律の施行に関し、ガス事業法における認定高度保安実施事業者制度※に係るガス事業法施行規則その他関係省令の整備等を行う必要がある。

※ テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定し、届出手続の省略や事業者による法定検査等の柔軟化を措置する制度（記録保存義務は維持）。

2. 改正等の内容

（1）ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）

※ 認定制度に係る規定は、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者において共通した規定内容であるため、ガス小売事業者の条番号のみを表示し、それ以外は「等」としている。

- ガス小売事業者において認定制度の対象となるガス工作物を規定（第 51 条の 2）
- 認定の申請方法及び当該方法を認定更新時に準用する旨を規定（第 51 条の 3 等、第 51 条の 5 等）
- 認定の基準を規定（第 51 条の 4 等）
- 変更の届出方法を規定（第 51 条の 6 等）
- 取消しその他の理由により認定が効力を失った場合の定期自主検査の実施時期を規定（第 51 条の 7 等）
- 認定を受けた事業者が行う保安規程の記録について、記録及び保存の方法を規定（第 51 条の 8 等）
- 認定を受けた事業者が行う主任技術者の選任又は解任の記録について、記録及び保存の方法を規定（第 51 条の 9 等）
- 認定を受けた事業者が行う工事計画の事後届出等について、届出方法を規定（第 51 条の 10 等）
- 認定を受けた事業者が行う使用前自主検査の方法を規定するとともに、使用前自主検査の記録について、記録及び保存の方法を規定（第 51 条の 11 等）
- 認定を受けた事業者が行う定期自主検査について、認定を受けた事業者が定める適切な時期に行うこと規定（第 51 条の 12 等）
- 認定を受けた事業者が保存する記録等について、電磁的方法による保存が認められる旨を規定（第 51 条の 13 等）
- 法第 170 条の 2 に規定する情報処理推進機構の調査について、調査の対象及び対象となる者の調査協力に係る努力義務を規定（第 210 条の 2）
- 認定の具体的な基準を規定（別表第 3）
- その他、ガス事業法施行令等の改正に伴い、必要な条項の整理を行う。

- (2) 以下の省令について、ガス事業法施行令等の改正に伴い、必要な条項の整理を行う。
- ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号）
 - ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）
 - ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）
- (3) ガス事業法施行規則別表第三第二の項下欄の 3 の経済産業大臣が定める基準（新設）
- ガス事業法施行規則別表第三第二の項下欄の 3 の規定に基づき、認定基準の詳細を規定
- (4) 登録免許税法別表第一第百一号（四）及び（六）から（八）までに掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類（新設）
- 登録免許税法第 24 条第 2 項の規定に基づき、登録免許税の納付の期限及び書類を規定

3. 今後のスケジュール

令和 5 年 1 1 月 1 5 日～1 2 月 1 4 日	パブリックコメント
令和 5 年 1 2 月	公布（予定）
令和 5 年 1 2 月 2 1 日	施行